

PE 登録されるということは、たとえ市民権がなくともその州の一員となることである

連載第13回は、米国PE制度の盲点とも言える *Industrial Exemption* を解説します

米国各州のPE法は、基本的に「エンジニアリング業務の提供はプロフェッショナルエンジニア(PE)登録を済ませた者によってのみなされなければならない」となっていて、私達JSPE会員は米国でのビジネス遂行上の要求に迫られて、あるいはその世界的認知度の高さに惹かれて日本に居ながらPE登録を継続しています。

その一方で、米国でビジネスを展開していてもPEスタンプを要求されるケースは思ったより少ない。また米国企業に勤務するエンジニアでPE登録している人は思ったより多くないという現実にも気付きます。

このような現実の一つの原因として多くの州のPE法には、ある一定の条件の下ではPE登録をしていない者でもエンジニアリング業務を提供できるという例外規定が埋め込まれていることによります。例えばオレゴン州PE法 ORS672 には次のような例外規定があります。

672.060 Exceptions to application

(3) A person working as an employee or a subordinate of a registered professional engineer if:

- (a) The work of the person does not include final engineering designs or decisions;
- (b) The work of the person is done under the supervision and control of and is verified by a registered professional engineer; and
- (c) The person does not purport to be an engineer or registered professional engineer by any verbal claim, sign, advertisement, letterhead, card or title.

672.060 本法律適用の例外

(3) 次の条件を満たす、被雇用者あるいは登録PEの部下である者

- (a) その者の業務が、エンジニアリング上の最終的な設計や決定とならないこと
- (b) その者の業務が、登録PEの監督、指導と確認の上に執行されていること
- (c) その者が口頭説明や宣伝、名刺などでPEと名乗らないこと

このように企業(industry)に雇われているエンジニアにはPEでなくとも良いという例外(exemption)を設定する機会が多いので、米国PE関連団体の間ではこの例外慣行を“Industrial Exemption”と通称しています。またテキサス州PE法ではより多くの種類の例外規定が具体的に設定されています。

§ 1001.054. Federal Officer or Employee

An officer or employee of the United States is exempt from the licensing requirements of this chapter during the time the officer or employee is engaged in the practice of engineering for the United States in this state.

1001.054 連邦政府の職員

連邦政府の職員にはPEライセンスを要求しない

§ 1001.058. Employee of Certain Utilities or Affiliates

(a) A regular full-time employee of a privately owned public utility or cooperative utility or of the utility’s affiliate is exempt from the licensing requirements of this chapter if the employee:

1. performs services exclusively for the utility or affiliate; and
2. does not have the final authority to approve, or the ultimate responsibility for, engineering designs, plans, or specifications that are to be:
 - (A) incorporated into fixed works, systems, or facilities on the property of others; or
 - (B) made available to the public.

1001.058 電気、水道、ガスなど公益事業の職員

次の条件を満たす民営の公益事業職員にはPEライセンスを要求しない。

- (1) 公益事業についてのみ業務を行っている
- (2) 第三者の財産に付加するエンジニアリング業務について最終決定権限を持たないこと

§ 1001.066. Certain NASA-Related Activities

This chapter does not:

- (1) apply to a business entity or the business entity’s employees to the extent that the entity’s products or services consist of space vehicles or space services provided to, or space technology transfer programs required by, the National Aeronautics and Space Administration; or
- (2) prohibit the use of the term “engineer” or “engineering” in a job title or personnel classification by an employee described by Subdivision (1) to the extent that the use of the title or classification is related to activities described by that subdivision.

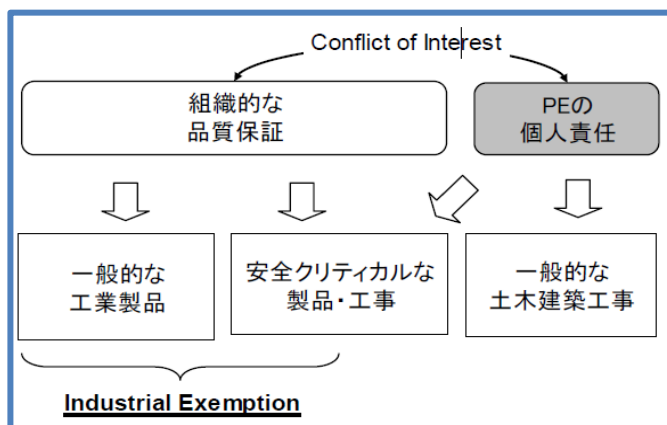
1001.066 NASA関連業務

宇宙用機器などのNASA業務に従事する者にはPEライセンスを要求しない。

このテキサス州の例にもあるように、PEライセンスを要求しない例外の対象は NASA等の連邦政府機関の職員や 電気、水道、ガスなど公益企業の職員 にも広がられていることが多いのです。

これはPEがあくまで各州の公認ライセンスであって連邦政府の公認ではないという事情もありますが、6月9日のJSPE総会参加のために来日された NSPE Christopher Stone会長は、総会前日の8日に開いた PE in Industry に関するDiscussion Session において次のような情報をもたらして下さいました。

- 1900年代初頭にPE法が各州に広まっていた段階で、産業界（industry）と電力業界（utility）からは業務からPE要求を外すロビー活動が行われ、結果各州PE法の多くに Industrial Exemption = 産業界の技術業務ではPE要求が免除される以後IEと略称 が盛り込まれることとなった
- 各州のPE法に “engineers responsible for engineering design of products, machines … used by the public” という記述があればそれはIEを意味している。
- 1948年にNSPEは「産業界においても技術部門の責任者は登録PEでなければならない」というポリシーを採択した。これを受け、いくつかの州ではIE記述が削除された
- しかし1964年に全米電機製造者協会(National Electrical Manufacturers Association)は、所属企業あてにIE撤廃の動きに反対するよう指示した。これを受けNSPEのポリシーは「各州のPE法は、公衆が使用する全ての構造、システムに適用すべきであり、産業界に勤務するエンジニアをPE法の適用外とする動きに反対する」と変わった
- 1971年にNSPEのポリシーは再び「IEの段階的撤廃（phasing out）を薦める」と変わった
- しかし産業界との議論を経て、1979年にNSPEのポリシーは「PE登録を促進する」と変わり、IE反対のポリシーは削除された。
- そして2011年 NSPEは再び「IEの段階的撤廃（phasing out）を薦める」というポリシーを採択した。（背景には2010年のメキシコ海底油田事故、2011年の福島原発事故がある） また「原子力発電所のエンジニアリングはPEが行うべき」というポリシーも採択した。
- NSPEの動きを受け、NCEESもModel Lawに「建築物、製品、システムなどのエンジニアリング設計はPEを必要とする」という項目を加えた。
- PE法にIE条項が無い州も17ある。Alabama, Arizona, Hawaii, Idaho, Indiana, Maine, Mississippi, Montana, Nevada, New Hampshire, New Jersey, New Mexico, Oklahoma, Rhode Island, South Carolina, Utah, Wyoming ただしこれらの州に Texas, Florida などの主要州は含まれない
- IE条項が各州PE法に存続している一つの理由として、一般市民はPEによってよりもPL法や安全規制などにより社会の安全が担保されていると信じている面がある。NSPEとしては、PL法は事故が起こった後の補償をカバーするだけで事故を未然に防ぐものではないと考えている。
- IE撤廃に向け、NSPEの各会員がアクションし、議会ロビーも行っているが産業界の力には抗しがたい面



がある。

このように Industrial Exemption を撤廃し「全てのエンジニアリング業務はPEによってのみ提供することが許される」と文字通り実現することが米国PE関係団体の悲願となっていますが、PE制度発足以来100年を経過した現在でもIndustrial Exemptionが存在している背景には、連邦政府と州政府との間の権限調整、州をまたいで業務を行う企業の都合、そしてPEという個人が製品の安全を担保する考えと企業が組織的に製品の品質を保證する考えとの相克といった根の深い社会経済的要因があることが理解できます。

今年度のJSPE活動スローガンは Innovative Roles of Professional Engineers in Industry 「企業内PEの役割について考える」となりました。米国PE制度のIndustrial Exemption に係る歴史的経緯は私達日本人エンジニアが自らの社会的役割を考えるうえで、有用な示唆を与えてくれるものではないかと思えます。

6月8日 PE in Industry に関するDiscussion Session では、Stone会長と参加した日本企業エンジニア（12名 うちJSPE会員6名）との間で次のような質疑応答がありましたので参考までに記載いたします。

Q. 日本の技術士制度には、Industrial Exemptionのような規定はあるのか？

A. 日本の技術士には、法律で定められた専管業務規程がほとんどない。従って、日本の製造業は自由に従業員を雇用し、エンジニアとして扱うことが可能であり、すべてexemptionといってよい。

Q. Industrial Exemptionは米国特有の問題だが、もしこの問題が日本に存在したと居たら、企業側からみて従業員雇用の自由がかなり拘束されることになる。この点はどうか？

A. 日本では公共の安全・福祉・環境を規定するのは法規・法令でありこれを守るのは企業であるという考えでできている。従って法令に違反する企業は過酷なまでに罪を問われる。担当者（エンジニア）個人の責任が追及される場面はほとんどない。しかし最近では、企業組織のみならずエンジニア個人の罪を問うケースも出てきている。

A. Professional Liability Insuranceが日本では医師や弁護士、経営者について導入されるようになってきたが、エンジニアについてのIndustry Insuranceは未だ無い。

以上